

官民連携みどり区簡易水道整備事業
管路更新工事

募集要項

令和 6 年 10 月

静岡県伊豆の国市

【目次】

1	総則	1
1.1	募集要項の位置づけ	1
1.2	用語の定義	1
2	本工事の概要	2
2.1	事業の目的	2
2.2	事業名称	2
2.3	事業箇所	2
2.4	事業主体	2
2.5	事業方式	2
2.6	受注者選定方式	2
2.7	対象施設	3
2.8	配水フロー	6
2.9	業務範囲	7
2.10	見積上限価格	8
2.11	発注者による工事の実施状況のモニタリング	8
3	応募の手続等	9
3.1	募集等のスケジュール	9
3.2	プロポーザル応募に関する手続き	9
3.3	プロポーザル応募に関する留意事項	12
3.4	本工事に関する連絡先	13
4	応募者の備えるべき応募資格	14
4.1	事業スキーム	14
4.2	応募者の構成等	14
4.3	応募者の参加資格要件	14
4.4	管工事企業に必要な資格要件	15
4.5	応募参加者が自ら設計を行う場合に必要な資格要件	15
4.6	応募者が自ら設計を行わない場合に必要な資格要件	16
4.7	応募者の制限	16
4.8	応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	17
5	プロポーザル応募時の提出書類	17
5.1	応募資格審査書類	17
5.2	提出書類	18
6	受注者の選定方法	19
6.1	応募資格の審査	19
6.2	提案書類の確認	19
6.3	提案価格審査	19
6.4	委員会の設置	19
6.5	プレゼンテーションの実施	19
6.6	提案内容の審査	19

6.7 最優秀提案者等の選定	19
6.8 優先交渉権者の決定	20
6.9 審査結果の通知及び公表	20
7 発注者と受注者の責任分担	20
7.1 基本的な考え方	20
7.2 予想されるリスクと責任分担	20
8 契約に関する事項	23
8.1 契約手続き	23
8.2 契約の枠組み	23
8.3 その他	24
9 対価の支払い	24
9.1 費用の構成	24
9.2 費用の調達	24
9.3 費用の支払い方法	24

1 総則

1.1 募集要項の位置づけ

官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事募集要項（以下「募集要項」という。）は、伊豆の国市（以下、「発注者」という。）が、「官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事」（以下「本工事」という。）を設計・工事一括発注方式（以下「DB方式」という。）により実施し、本工事の受注者（以下「受注者」という。）を募集・選定する際、本工事への応募者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は募集要項と一体をなすものである。

- ① 要求水準書
- ② 受注者選定基準
- ③ 様式集
- ④ 基本協定書（案）
- ⑤ 設計業務委託契約書（案）
- ⑥ 建設工事請負契約書（案）

1.2 用語の定義

- ・「発注者」とは、伊豆の国市をいう。
- ・「本工事」とは、官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事をいう。
- ・「受注者」とは、本工事の受注者をいう。
- ・「応募者」とは、本工事への参加に対して、単独又は応募グループをいう。
- ・「応募グループ」とは、本工事への参加に対して、複数の企業により構成されるグループをいう。
- ・「代表企業」とは、応募グループの主体となる者をいう。
- ・「実施方針等」とは、実施方針の公表の際に、発注者が公表する書類一式（実施方針、要求水準書（案）、様式等）をいう。
- ・「募集要項等」とは、募集要項の公表の際に、発注者が公表する書類一式（募集要項、要求水準書、受注者選定基準、様式集、契約書（案）等）をいう。
- ・「提案書類」とは、提案書及び見積書等をいう。
- ・「設計企業」とは、設計を行う企業をいう。
- ・「管工事企業」とは、工事を行う企業をいう。
- ・「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- ・「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- ・「委員会」とは、発注者が設置する官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事プロポーザル審査委員会をいう。

2 本工事の概要

2.1 事業の目的

みどり区簡易水道事業は、設備や管路の老朽化が進行しており、効率的な事業運営を行う必要がある。さらには、災害や事故時等の緊急時対応についても課題がある状況である。本業務は、民間事業者の技術力や創意工夫、経験や長期的な業務の実施により、老朽化した管路を確実に更新し、漏水を解消することなどを目的としている。

2.2 事業名称

官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事

2.3 事業箇所

みどり区簡易水道事業の管路の一部

- ・送水管及び配水管 11,197 m
- ・新設給水管工事 115 m

※数量は簡易設計段階における概算値であり、本工事で実施する設計・施工業務において確定する。

2.4 事業主体

伊豆の国市長 山下 正行

2.5 事業方式

本工事は、要求水準書及び受注者からの提案に基づいた設計及び工事を一括して発注する「DB方式」で実施する。

2.6 受注者選定方式

本工事においては、「2.7 対象施設」に示す対象施設に関する設計及び工事に係る技術提案を公募し、応募者の創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」により、受注者を選定する。

2.7 対象施設

みどり区簡易水道事業の位置図を図 2.1 に、既設の送・配水管と更新対象管の位置図を図 2.2 に示す。

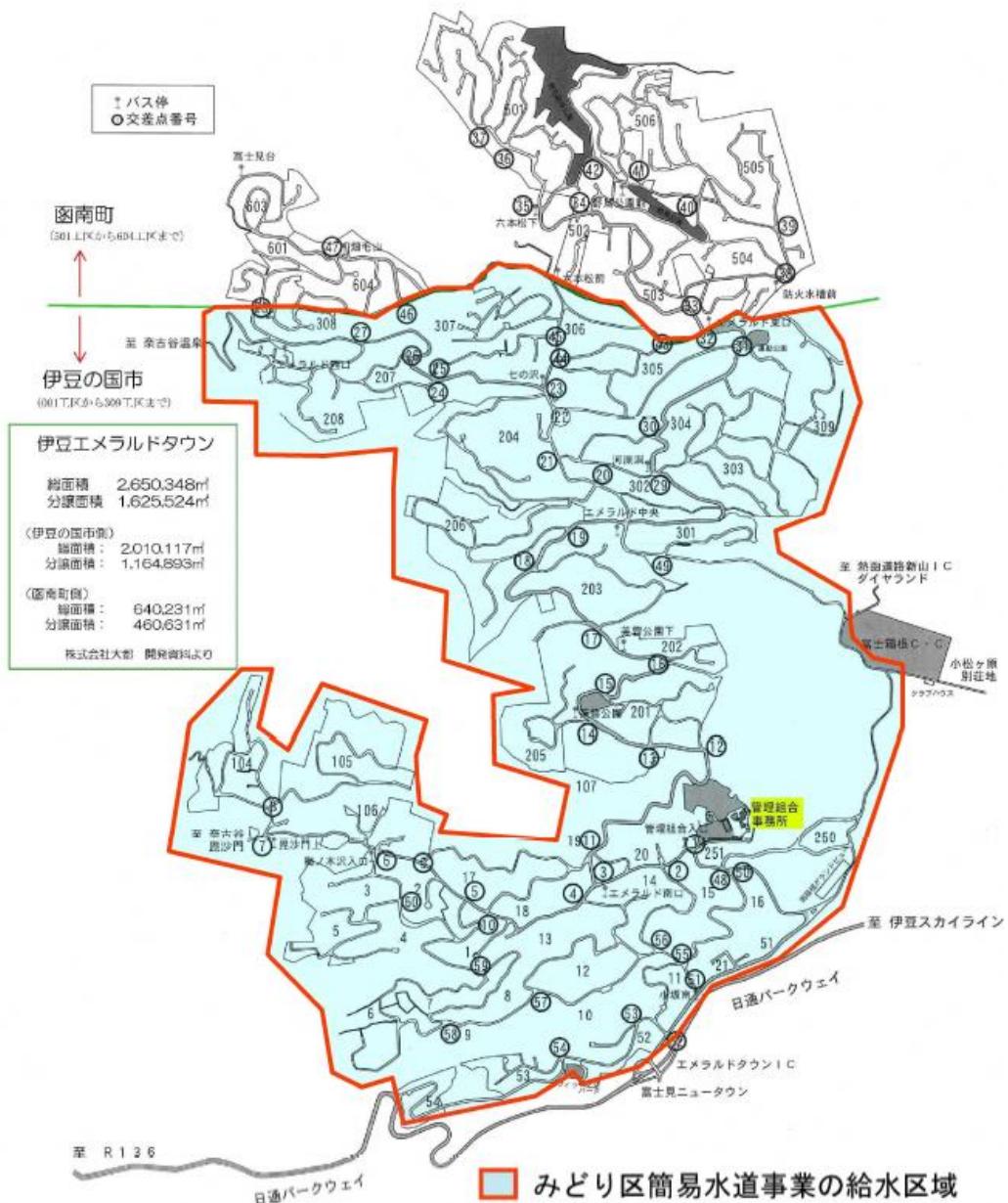
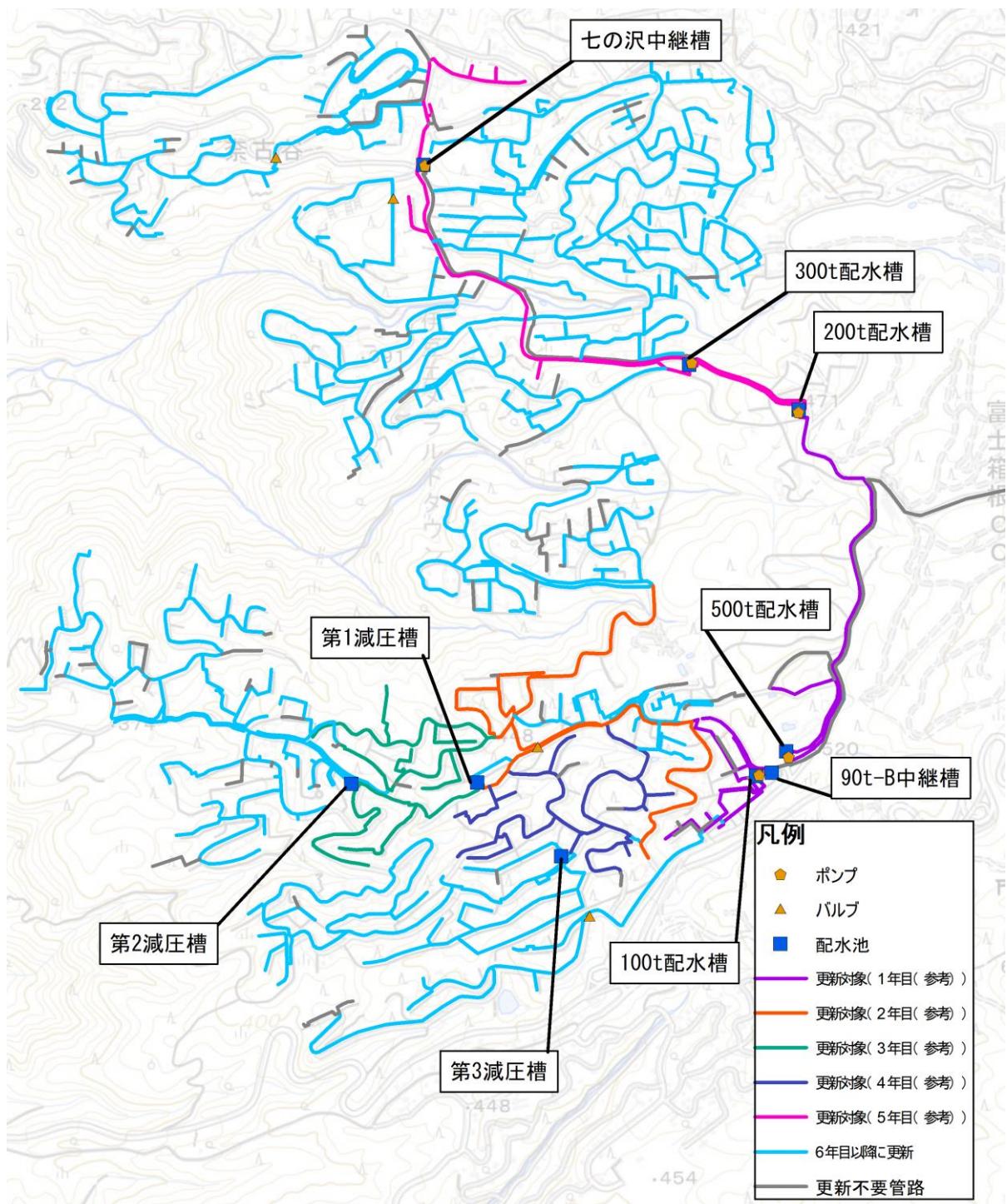


図 2.1 みどり区簡易水道事業の概要



※本工事の対象管路のうち更新年度は参考とする。

※更新不要管路は利用者がいない（令和元年度時点）と想定される管路であり、廃止可能と想定される管路。

図 2.2 既設の送・配水管と更新対象管の位置図

本工事の更新対象管の概要は、表 2.1 に示すとおりとする。数量は概算値であり、本工事において実施する設計・工事業務において確定する。

表 2.1 更新対象管

分類	口径 (mm)	管路延長 (m)						合計
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
送水管・配水管	20	0	0	42	52	21		115
	25	0	0	0	38	0		38
	30	5	0	0	278	95		378
	40	100	0	53	218	0		371
	50	267	410	777	754	63		2,271
	75	32	563	1,059	672	316		2,642
	100	781	1,291	312	0	841		3,225
	125	0	0	0	0	0		0
	150	1,261	0	0	0	896		2,157
	(小計)	2,446	2,264	2,243	2,012	2,232		11,197
給水管	25	10	10	40	10	45		115
	(小計)	10	10	40	10	45		115
合計		2,456	2,274	2,283	2,022	2,277		11,312

※数量は簡易設計段階における概算値であり、本工事で実施する設計・工事業務において確定する。

※管種については、ダクタイル鋳鉄管あるいはポリエチレン管にて更新するものとし、それぞれの使い分けは提案によるものとする。

※給水管はφ25と仮定し見込んでいる。

2.8 配水フロー

現在の配水フローを図2.3、将来の配水フローを図2.4に示す。現在は七の沢中継槽にて、函南町からの受水により運用しているが、将来的に2018年度に新設した小松ヶ原水源から自己水を500t配水槽へ送水し、基本的に自然流下で運用する計画としている。90t中継槽・100t配水槽・200t配水槽・300t配水槽・七の沢中継槽は廃止する計画であるため、詳細設計では、将来計画にあわせた検討を実施するものとする。

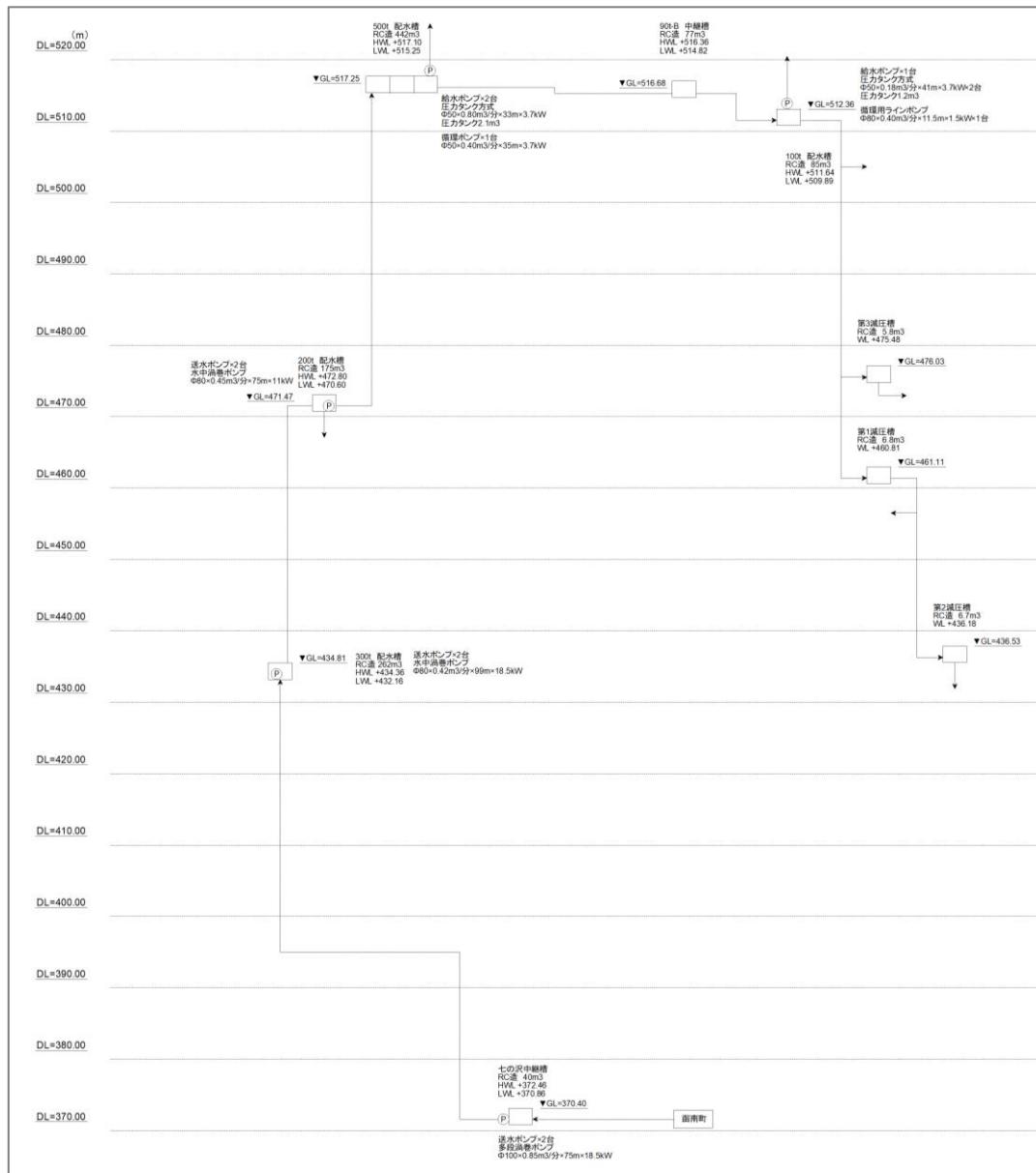


図2.3 現在の配水フロー

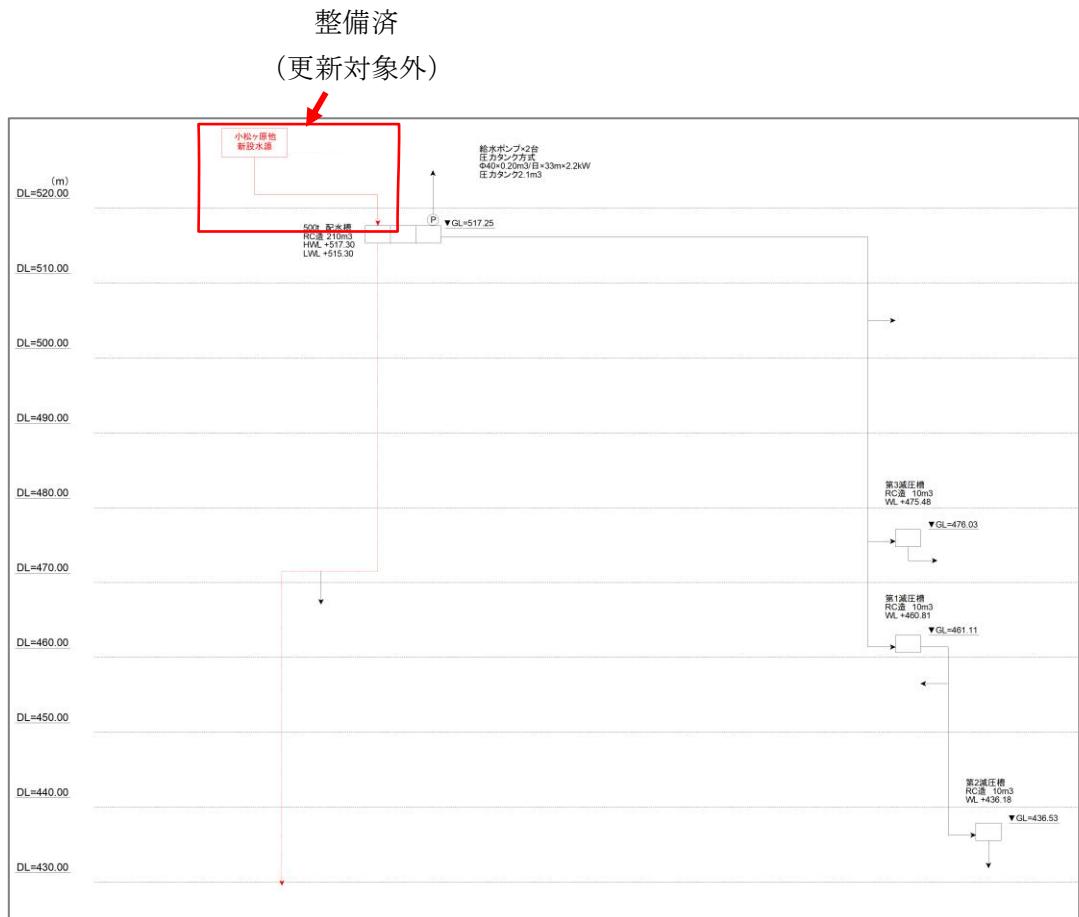


図 2.4 将来の配水フロー

2.9 業務範囲

受注者が行う業務範囲は、対象施設の「調査・設計」区分の各業務（以下「設計業務」という。）及び「工事」区分の各業務（以下「工事業務」という。）であり、その概要は以下の表 2.2 に示すとおりである。

表 2.2 受注者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査・設計	測量調査	本工事に必要な範囲の測量調査
	埋設物調査	本工事に必要な範囲の埋設物調査
	試掘調査	本工事に必要な範囲の試掘調査
	詳細設計業務	簡易設計業務の成果や調査業務の成果等を参考に、本工事に必要な範囲の詳細設計、設計図書（図面、仕様書、数量計算書、設計書等）の作成を行う。
	設計に伴う関係機関協議、各種申請等の業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成及び申請等を行う。
工事	工事業務	表 2.1 に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う関係機関協議、各種申請等の業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成及び申請等を行う。
	地元への工事説明・承諾等	工事に伴う交通規制や周辺への影響等について、説明資料を作成し、事前に地元への説明を行い、承諾を得る。
	設計図書及び工程の変更	施工中に想定していない事象（埋設物、文化財、地下水軟弱地盤、岩盤等）が発生した場合における変更対応を行う。
	出来高精算業務	工事の出来高精算に係る資料の作成を行う。

2.10 見積上限価格

本工事の見積上限価格は次のとおりとする。

総額	663,850,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
工事費	617,100,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
委託費	46,750,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

2.11 発注者による工事の実施状況のモニタリング

2.11.1 モニタリングの目的

発注者は、受注者による設計及び工事が要求水準書等に定める要件並びに受注者が提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本工事のモニタリングを行う。

2.11.2 モニタリングの時期

本工事のモニタリングは設計時、設計完了時、工事施工時及び工事完成時等の各段階において実施する。

受注者は、設計及び工事の進捗状況について、発注者に定期的に報告し、確認を受けなければならない。なお、発注者は必要に応じて、受注者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

2.11.3 モニタリングの方法

モニタリング方法については、発注者が定めた方法に従ってモニタリングを行い、発注者は受注者が提出する資料に基づき評価を行う。

2.11.4 モニタリングの結果

発注者のモニタリングにより、設計及び工事の実施状況が契約書及び要求水準書等で定めた要件を満たしていないと判断される場合には、発注者は受注者に改善を命令し、受注者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

2.11.5 モニタリングの実施者

モニタリングの実施は、発注者が行うものとし、委託も可能とする。

3 応募の手続等

3.1 募集等のスケジュール

受注者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 3.1 の日程で行う。なお、応募状況等によって、日程を変更する場合もある。

表 3.1 受注者の募集及び選定のスケジュール（案）

項目	日程
実施方針等の公表	令和 6 年 8 月 16 日
現地見学会及び資料貸出	令和 6 年 8 月 16 日～ 8 月 29 日
実施方針等に関する質問の受付	令和 6 年 8 月 16 日～ 8 月 30 日
実施方針等に関する質問への回答公表	令和 6 年 9 月 13 日
募集要項等の公表	令和 6 年 10 月 4 日
募集要項等に関する質問の受付	令和 6 年 10 月 4 日～ 10 月 18 日
募集要項等に関する質問への回答公表	令和 6 年 11 月 1 日
参加表明書、参加資格確認書類の受付締切	令和 6 年 11 月 8 日
参加資格確認結果の通知	令和 6 年 11 月 18 日
企画提案書類の受付締切	令和 6 年 12 月 4 日
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 6 年 12 月 23 日
選考結果の通知	令和 7 年 1 月 17 日
基本協定締結	令和 7 年 2 月中旬（予定）
委託契約締結（詳細設計）	令和 7 年 4 月 1 日
実施設計図書（詳細）の作成、工事費算定（年度ごと）	令和 7 年 4 月 1 日以降随時
工事請負契約締結	令和 7 年 4 月 1 日以降随時

3.2 プロポーザル応募に関する手続き

3.2.1 募集関係書類に関する質問・意見の受付・回答

a) 質問・意見の受付

募集関係書類に関する質問・意見は以下のとおり受け付ける。

表 3.2 募集関係書類に関する質問・意見の受付方法

項目	概要
受付期間	令和 6 年 10 月 4 日～ 令和 6 年 10 月 18 日
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。
質問書の様式	募集要項等に関する質問書（様式 I-1） 募集要項等に関する意見書（様式 I-2）
電子メールの件名	電子メールの件名は【（応募者名）官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事の募集要項等に関する質問】とする。 ファイル形式は Microsoft Excel 形式とする。
宛先	3.4 を参照

b) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと発注者が認めたものを除き、以下のとおり公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。回答にあたっては質問者を匿名化する。

表 3.3 募集要項等に関する質問へ回答

項目	概要
公表日（予定）	令和6年11月1日
公表方法	伊豆の国市ホームページにて公表する。 (https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/jyoutesui/kansuikanrokouzi.html)

3.2.2 資料貸出

応募者に対して、以下のとおり資料貸出を実施する。

表 3.4 資料貸出の申込手続き

項目	概要
受付期間	令和6年9月27日～令和6年10月11日17時まで
資料貸出	DVDで配布
提出資料	資料貸出申込書（様式I-3）に必要事項を入力の上、提出すること。
申込方法	電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。
電子メールの件名	電子メールの件名は【（応募者名）官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事の資料貸出申込】とする。 ファイル形式はMicrosoft Word形式とする。
宛先	3.4を参照

DVDにて配布する資料は、以下に示すとおりである。なお、実施方針等の公表時に貸出を実施した資料と同様である。

表 3.5 貸出資料一覧

項目	名称
1	簡易設計図
2	給水装置工事施工基準

3.2.3 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類（参加表明書・参加資格確認書類）を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

表 3.6 応募資格審査書類の受付

項目	概要
受付期間（予定）	令和6年11月8日まで（土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。）
受付方法	3.4に示す場所に持参により提出すること。

3.2.4 企画提案書類の受付及び審査

応募者は、受付期間内に企画提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない（提案書類受付期間後の書類の追加・修正・差し替えは出来ない）。提案書類の審査にあたっては、提案価格審査を通過した応募者に対し、提案書類の内容に関するプレゼンテーションの実施を求めると共に、ヒアリングを実施する。

表 3.7 企画提案書類の受付及び審査

項目	概要
受付期間（予定）	令和6年12月4日まで（土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。）
受付方法	3.4に示す場所に持参により提出すること。
プレゼンテーション	令和6年12月23日
ヒアリング	令和6年12月23日

3.2.5 プロポーザル応募辞退届の受付

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出する。なお、応募グループの場合は、書類の提出は代表企業が行わなければならない。

表 3.8 プロポーザル応募辞退届の受付

項目	概要
受付期間（予定）	令和6年12月4日まで（土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。）
受付方法	3.4に示す場所に持参により提出すること。

3.3 プロポーザル応募に関する留意事項

3.3.1 募集要項等の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

3.3.2 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担となる。

3.3.3 プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3.3.4 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市が本工事の受注者選定結果の公表及び本市が必要と認める時には、技術提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、受注者に決定した者以外の応募者提案については、本工事の受注者選定結果の公表以外には原則的に使用しない。

3.3.5 提案内容に含まれる第三者の権利の取扱い

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

3.3.6 提出書類の取扱い

特定されなかった応募者の提案書類は返却する。

3.3.7 提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

3.3.8 提出書類の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提出書類は、無効とする。

- ア) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- イ) 事業名及び見積金額のない書類
- ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- エ) 事業名に誤りのある書類
- オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類
- カ) 見積金額を訂正した書類
- キ) 1つの応募について同一の者がした2以上の提案を行った書類
- ク) 提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口に到達しなかった書類
- ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類

コ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

3.3.9 応募者が 1 者のみであった場合の取扱い

本工事に対する応募者が 1 者のみであった場合も、受注者選定基準に従い審査を行う。

3.3.10 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が発生した場合は、応募者へ通知するものとする。なお、応募グループの場合は代表企業に通知する。

3.4 本工事に関する連絡先

〒410-2292

静岡県伊豆の国市長岡 184-2 伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎別館 1 階

伊豆の国市 都市整備部 水道課 (担当 : 田中・佐々木)

T E L : 055-948-2911

F A X : 055-948-4031

電子メール : suidou@city.izunokuni.shizuoka.jp

水道課ホームページ : <https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/jyousui/index.html>

4 応募者の備えるべき応募資格

4.1 事業スキーム

本工事で想定されるスキームは、図 4.1 に示す事業パターンのとおりである。これを参考として、「4.2 応募者の構成等」に示す要件の範囲で効果的な事業スキームを構成すること。

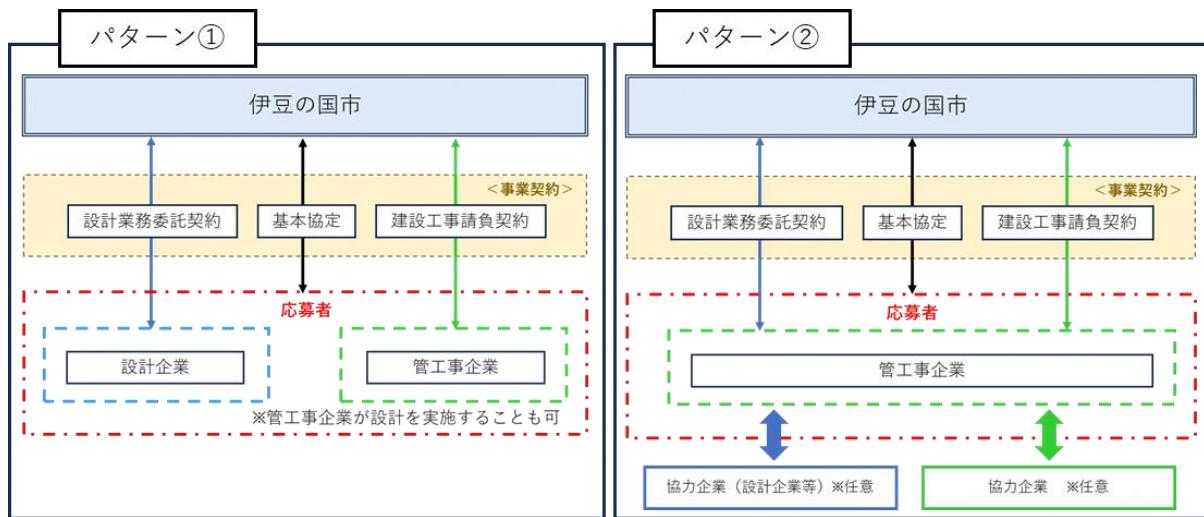


図 4.1 事業スキーム (参考)

4.2 応募者の構成等

a) 応募者は、単独企業又は応募グループとする。以下に用語の説明を示す。

○構成企業：応募グループを構成する企業

○代表企業：応募グループを代表する企業

○協力企業：応募者より本工事の一部を請け負う、又は受託する構成企業以外の企業

b) 応募者は他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできない。

c) 応募グループの場合は、代表企業を定め、代表企業が応募参加手続を行うこととし、設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。

4.3 応募者の参加資格要件

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 本工事に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日から基本協定締結までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- 本工事に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日から基本協定締結までの間において、指名停止の措置を受けていないこと。
- 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は、会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、若しく

はその経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- e) 直近 1 年間に国税及び地方税を滞納していないこと。
- f) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年伊豆の国市条例第 10 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団ではないこと及び同条第 3 号に規定する暴力団員等が所属していないこと。

4.4 管工事企業に必要な資格要件

- a) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する水道施設工事業に係る「特定建設業」又は「一般建設業」の許可を受けていること。
- b) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の結果における水道施設工事業についての総合評定値 P 欄が 600 点以上であること。
- c) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事現場専任で配置できること。なお、応募者と、本工事に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約締結日の前日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

① 1 級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有すること。

* 同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

○1 級管工事施工管理技士

○1 級建設機械施工管理技士

○建設業法第 15 条第 2 号ロ又はハに該当する者

○技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」に限る）、「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）、「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業・農業土木」、「農業・農業農村工学」、「森林・森林土木」又は「水産・水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

② 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

- d) 本工事の施工にあたって、上記 c) に掲げる者のほか、建設業法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- e) 過去 15 年以内に、国や地方公共団体又はこれらに準ずる期間（公団、公社、事業団等）が発注した「水道管路工事（ダクタイル鉄管あるいはポリエチレン管（口径 150 mm 以上））」を元請として完了した実績を有すること。
- f) 給水管工事の施工は、伊豆の国市の指定給水装置工事事業者が行わなければならない。
- g) 上記に掲げる者のほか、本工事を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。

4.5 応募参加者が自ら設計を行う場合に必要な資格要件

応募参加者が本工事における設計を自ら実施する場合は、単独又は応募グループの構成企業のうち 1 者は次のいずれの条件も満たしていること。

- a) 静岡県内に本社・本店や支社・支店、営業所を有すること。
- b) 過去 15 年以内に、国や地方公共団体又はこれらに準ずる期間（公団、公社、事業団等）が発注した「水道管路工事（ダクタイル鉄管あるいはポリエチレン管（口径 150 mm 以上））」の

詳細設計の元請実績を有すること。

- c) 設計業務を行う期間中、管理技術者、照査技術者及び担当技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置すること（各技術者の兼任は不可）。管理技術者及び照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有し、登録のなされている者であること。

①技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））

②技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道））

③建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者（上水道及び工業用水道）

④RCCM（上水道及び工業用水道）

また、配置予定技術者は直接的な雇用関係にある者とし、そのうち管理技術者及び照査技術者にあっては参加資格確認書類の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

4.6 応募者が自ら設計を行わない場合に必要な資格要件

応募者が本工事における設計を自ら実施しない場合は、次の要件を満たす協力企業と下請け契約を行うこと。

- a) 静岡県内に本社・本店や支社・支店、営業所を有すること。
- b) 過去15年以内に、国や地方公共団体又はこれらに準ずる期間（公団、公社、事業団等）が発注した「水道管路工事（ダクタイル鉄管あるいはポリエチレン管（口径150mm以上））」の詳細設計の元請実績を有すること。
- c) 設計業務を行う期間中、管理技術者、照査技術者及び担当技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置すること（各技術者の兼任は不可）。管理技術者及び照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有し、登録のなされている者であること。
- ①技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））
- ②技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道））
- ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者（上水道及び工業用水道）
- ④RCCM（上水道及び工業用水道）

また、配置予定技術者は直接的な雇用関係にある者とし、そのうち管理技術者及び照査技術者にあっては参加資格確認書類の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

4.7 応募者の制限

次に掲げる業務の受注者と資本面又は人事面において関連がある者は応募者となることはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有している、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

- ・株式会社NJS
- ・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

4.8 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、参加資格確認書類提出の日の翌日から特定通知の日までの間、「4 応募者の備えるべき応募資格」に記載されている資格要件を喪失した場合は、当該単独企業並びに応募グループは失格とする。

5 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、様式を参照すること。

5.1 応募資格審査書類

表 5.1 応募資格審査書類

	提出書類	様式
応募資格審査に関する提出書類	・応募資格審査書類一覧表	様式II-1
	・参加表明書（単独企業用）※	様式II-2-1
	・参加表明書（グループ用）※	様式II-2-2
	・応募者より設計業務を発注予定の協力企業	様式II-3
	・資格審査申請書	様式II-4
	・管工事企業の応募資格要件に関する書類	様式II-5
	・管工事業務実績	様式II-5-1
	・配置予定技術者の資格（管工事企業）	様式II-5-2
	・設計を行う企業の応募資格要件に関する書類	様式II-6
	・設計業務実績	様式II-6-1
	・配置予定技術者の資格（設計を行う企業）	様式II-6-2
	・委任状	—
	・会社概要書及び定款（応募グループの場合は代表企業及び構成企業）	—
	・決算報告書（決算報告書は直近3か年、応募グループの場合は代表企業及び構成企業）	—
	・登記簿謄本（直近の履歴事項全部証明書原本、応募グループの場合は代表企業及び構成企業）	—
	・募集要項の応募資格要件各種税の納税証明書（直近の1か年、応募グループの場合は代表企業及び構成企業）	—
その他	・応募辞退届	様式III-1

※参加表明書は単独で応募する場合は様式II-2-1、応募グループとして応募する場合は様式II-2-2を提出すること。

※設計業務を協力企業に発注予定の場合は、様式II-3を提出すること。

※委任状は応募グループの各構成企業（代表企業を除く）の代表者から代表企業の代表者への委任状である。単独企業による応募の場合は不要とする。

5.2 提出書類

表 5.2 応募資格審査書類

提出書類	様式
(1) 提案書類審査に関する提出書類	
・提案書類提出一覧表	様式IV-1
・提案書類提出書	様式IV-2
・見積書	様式IV-3
・見積金額計算書	様式IV-4
(2) 技術提案書	
・設計を行う企業の実績一覧	様式V-1
・管工事企業の実績一覧	様式V-2
・配置予定技術者の実績一覧	様式V-3
・業務計画に関する提案	様式V-4
・調査・設計・施工に関する提案	様式V-5

6 受注者の選定方法

6.1 応募資格の審査

a) 応募資格審査書類の審査

発注者は、本工事の応募者に求めた資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。
書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

b) 応募資格要件の審査

発注者は、応募者が「4 応募者の備えるべき応募資格」を満たしていることを審査する。
応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

c) 応募資格確認の通知

発注者は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6.2 提案書類の確認

発注者は、本工事の応募者に提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、
軽微な書類不備等の場合は、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することがある。

6.3 提案価格審査

a) 提案価格審査

発注者は、本工事の応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。
見積上限価格を超えた場合は失格とする。

b) 結果の通知

発注者は、提案価格審査の結果を代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を
代表企業に伝える。

6.4 委員会の設置

受注者の選定にあたり、発注者は委員会を設置する。委員会は、提案内容審査における受注者
選定基準や募集要項の受注者選定に関する書類の検討を行うほか、受注者選定における以降に示
す事項を実施する。

6.5 プrezentationの実施

提案価格の審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリン
グを行う。

6.6 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。
詳細については、「受注者選定基準」に示す。

6.7 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。また、最
優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点
の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決
定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

6.8 優先交渉権者の決定

発注者は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本工事の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。ただし、本工事に対する応募者が1者の場合には、その応募者を優先交渉権者に決定する。

6.9 審査結果の通知及び公表

発注者は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、「3.3 本工事に関する連絡先」に示す伊豆の国市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その結果に関する意義申し立て並びに、審査内容に関する説明請求は、一切受け付けないものとする。

7 発注者と受注者の責任分担

7.1 基本的な考え方

本工事は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。受注者の担当する業務については、受注者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

ただし、受注者が適切に管理することができないと認められるリスクについては、発注者がそのすべて又は一部を負うこととする。

7.2 予想されるリスクと責任分担

発注者と受注者の責任分担は表 7.1 及び表 7.2 に示すとおりとする。応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

表 7.1 リスク分担表 (1/2)

(共通事項)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
				発注者	受注者
共通	募集・契約リスク	1	募集説明書、募集手続き等の誤り・変更によるもの	○	
		2	発注者の事由による契約の未締結	○	
		3	受注者の事由による契約の未締結		○
	制度関連リスク	4	法制度・許認可の新設・変更によるもの（本工事に直接の影響を及ぼすもの）	○	
		5	本工事のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
		6	設計及び建設業務に係る消費税の変更によるもの	○	
		7	本工事に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
		8	法人事業税、法人住民税等の受注者の利益に関する税制度の変更によるもの		○
	社会リスク	9	受注者の事由による第三者賠償等に関するもの		○
		10	発注者の事由による第三者賠償等に関するもの	○	
		11	本工事の実施そのものに関する地元合意形成に関するもの	○	
		12	受注者が行う業務（調査・工事）に関する地元合意形成によるもの		○
	環境	13	受注者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するもの		○
		14	発注者の事由による環境問題に関するもの	○	
経済リスク	保険	15	設計及び建設段階のリスクをカバーする保険		○
	金利変動	16	本工事に係る、金利変動による費用増減リスク		○
	物価変動	17	本工事に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲内）		○
		18	本工事に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲超過部分）	○	
	その他リスク	19	設計・工事における安全性の確保		○
		20	発注者の事由による（発注者の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）工事の中止・延期	○	
		21	発注者の事由による支払いの遅延・不能によるもの	○	
		22	受注者の事由による（事業破綻、事業放棄等）工事の中止・延期		○
		23	本工事に係る戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○	△

表 7.2 リスク分担表 (2/2)

(調査・設計・工事)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
				発注者	受注者
調査・設計・建設段階のリスク	調査	24	発注者が実施した測量・地質調査に関するもの	<input type="radio"/>	
		25	受注者が実施した測量・地質調査に関するもの		<input type="radio"/>
	設計	26	発注者の事由（提示条件や配管ルート等の大幅な変更等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	<input type="radio"/>	
		27	受注者の事由（提案の不備、受注者の事由による履行遅れ、設計不備等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		<input type="radio"/>
	用地	28	本施設の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関するもの		<input type="radio"/>
		29	土壤汚染、地下埋設物、地質条件等に関するもの（要求水準書及び当該資料に定める参考資料で把握及び想定不可能なもの）	<input type="radio"/>	
		30	土壤汚染、地下埋設物、地質条件等に関するもの（要求水準書及び当該資料に定める参考資料で把握及び想定可能なもの）		<input type="radio"/>
		31	文化財の存在に関するもの	<input type="radio"/>	
	工事遅延	32	受注者の事由による工事の遅延		<input type="radio"/>
		33	発注者の事由による工事の遅延	<input type="radio"/>	
	工事費増大	34	発注者の事由による設計変更等に伴う工事費の増大	<input type="radio"/>	
		35	想定が困難な地下構造物や他企業埋設物等の移設費等に伴う工事費の増大	<input type="radio"/>	
		36	受注者の事由による工事費の増大		<input type="radio"/>
	要求性能	37	要求水準不適合（施工不良を含む）		<input type="radio"/>
	工事監理	38	工事の監理に関するもの	<input type="radio"/>	
		39	工事の現場管理に関するもの		<input type="radio"/>
	引渡前損害	40	本施設の引渡し前、本施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		<input type="radio"/>

【負担者】

○：主負担

△：従負担（不可抗力における費用負担については、一定程度までは受注者が負担し、それ以上は発注者が負担する。）

※リスク分担表や契約書に記載されていない事項については、その都度発注者と受注者で協議して定めるものとする。

8 契約に関する事項

8.1 契約手続き

8.1.1 契約の条件

優先交渉権者と発注者は、基本協定締結に際し、契約書の内容に定めのあるものについては変更しないものとし、速やかに合意、締結を行う。

プロポーザル応募に要したすべての費用について発注者に請求することができず、応募者の負担となる。

8.1.2 契約の解除

優先交渉権者が「4.8 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、発注者は優秀提案者として、次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。

8.2 契約の枠組み

8.2.1 事業契約の概要

本工事の契約は、基本協定、設計業務委託契約、建設工事請負契約により構成される一体不可分のものである。

受注者は、はじめに、基本協定を発注者と締結する。基本協定書（案）については、募集要項等の公表時に示す。

基本協定の締結後、提案書類に示す委託費（提案設計業務価格）を予定価格とし、受注者は、基本協定に基づき、設計業務委託契約を発注者と締結する。

設計業務（詳細設計）の全部又は一部の完成後、提案書類に示す工事額（提案工事価格）と見積上限価格との率を踏まえた実施設計工事額に基づき、建設工事請負契約を発注者と締結する。

8.2.2 対象者

契約の対象者は、以下のとおりとする。

- ・基本協定 : 応募者
- ・設計業務委託契約 : 単独の場合は管工事企業、応募グループの場合は設計企業
- ・建設工事請負契約 : 管工事企業

8.2.3 締結時期及び契約期間

表 8.1 締結時期及び契約期間

項目	締結時期等
基本協定の締結	令和 7年 2月中旬（予定）
設計業務委託契約の締結	令和 7年 4月 1日
設計業務委託契約の工期	令和 9年 3月 31日
建設工事請負契約の締結	令和 7年 4月 1日以降
建設工事請負契約の工期	令和 12年 3月 31日

8.3 その他

- a) 契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- b) 実施方針や募集要項等及び閲覧資料により得た情報は、応募資格審査書類又は提案書類の作成以外の目的に使用してはならない。
- c) 募集要項等及び特定された技術提案書に基づき契約することとする。
- d) 本工事の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかった場合は、応募参加停止措置を行う場合がある。

9 対価の支払い

9.1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

表 9.1 費用の構成

項目	該当する業務		備考
設計	調査費	調査業務	
	設計費	詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
工事費	工事費	積算業務費	設計書作成及び出来高精算業務
		工事業務	
		各種許認可等の申請業務	
		交付金申請書等作成業務	
		設計図書及び工程の変更	
		出来高精算業務	

9.2 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、発注者が調達するものとする。

9.3 費用の支払い方法

費用の支払い方法は、契約書に基づくものとする。